

日常生活支援総合事業重要事項説明書

1 当センターが提供するサービスについての相談窓口

電話 0475-80-2100 (午前9:00～午後5:00)

担当 所長 堀内 裕子
五位野 泰史 藤島 真左美

※ ご不明な点は、何でもお尋ねください。

2 姫島デイサービスセンターの概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

| | |
|-------------------|------------------------------------|
| 名 称 | 姫島デイサービスセンター |
| 所 在 地 | 千葉県山武市姫島270-1 |
| 介護保険指定番号 | 日常生活支援総合事業 (千葉県 第 1276000070 号) |
| サービスを提供する 対象地域 | 九十九里町、山武市 東金市 |

(2) 職員体制

| | 資格 | 常 勤 | 非常勤 | 業務内容 | 計 |
|-----------------|-------------------------|------|------|---|------|
| 管理者 | | 1名 | | 従業員及び業務の管理を行う | 1名 |
| 生活相談員 | 社会福祉主事 任用資格 介護福祉士 | 1名以上 | | 日常生活支援総合事業計画を立案し、サービスの提供方法について利用者やその家族に対し、理解しやすいように説明する | 1名以上 |
| 機能訓練指導員 | 看護師 准看護師 | | 1名以上 | 利用者が日常生活を営むのに必要な機能維持を図る | 1名以上 |
| 事務職員 | | 1名 | | | 1名 |
| 看護・ 介護 職員 | 看護師 | | 1名 | 利用者の健康管理を行う | 1名 |
| | 准看護師 | | 1名 | 〃 | 1名 |
| | 介護職員 | | 5名以上 | 利用者が日常生活を営むことができるよう援助を行う 〃 〃 〃 | 5名以上 |

(3) 設備概要

| | | | | |
|----------|----------------|-----|----|----|
| 定員 | 35名 | 静養室 | 1室 | 4床 |
| 食堂兼機能訓練室 | 1室 121・58㎡ | 相談室 | 1室 | |
| 浴室 | 一般浴槽と特殊浴槽があります | 送迎車 | 6台 | |

(4) 営業時間

| | |
|-----|------------------------------|
| 月～日 | 午前9時15分～午後4時30分 (送迎時間を除く) |
| 定休日 | なし |

※緊急連絡先電話 0475-80-2100

3 サービス内容

- ①送迎 車椅子用リフト装備車など5台の車両で、ご自宅の玄関まで安全に送迎いたします。
- ②健康チェック 利用者様の健康状態を観察し健康管理に努めるため、看護師が体温・血圧などバイタル等のチェックを行います。
- ③レクリエーション 利用者様ができるだけ主体的に取り組み、しかも楽しさや喜びを感じるような各種レクリエーションを実施します。
- ④食事 四季の食材を生かした美味しい食事を、栄養のバランスを考えて提供します。
- ⑤入浴 一般浴槽のほか、特殊浴槽をご用意し、利用者様のADLに応じた入浴介助を行います。
- ⑥運動器機能向上 個々の利用者様のADLの維持・向上を目指した各種プログラムを提供します。
- ⑦口腔機能向上 個々の利用者様の口腔ケア・嚥下等の維持・向上を目指した各種プログラムを提供します。
- ⑧生活相談 利用者様、及びご家族から寄せられる身体的・精神的及びサービスの利用に関する相談や介護上の問題、制度上の利用方法等に関するご相談に応じます。
- ⑨その他 その他レクリエーションにかかる費用等は、自己負担となります。

4料 金

(1) デイサービス利用料

1月あたりの利用料金 介護保険適用時の1月あたり

自己負担額

| | 1月あたりの利用料金 | 介護保険適用時の1日あたり 自己負担（1割） | 介護保険適用時の1日あたり 自己負担（2割） |
|------------------|--|--|---|
| 要支援 1 | 16,720円 | 1,672円 | 3,344円 |
| 要支援 2 | 34,280円 | 3,428円 | 6,856円 |
| 運動機能向上加算 | 2,250円 | 225円 | 450円 |
| 口腔機能向上加算 | 1,500円 | 150円 | 300円 |
| 科学的介護推進体制加算 | 400円/月 | 40円/月 | 80円/月 |
| サービス提供体制 強化加算 | 要支援1 I口 480円 II 240円 要支援2 I口 960円 II 480円 | 要支援1 I 48円 II 24円 要支援2 I 96円 II 48円 | 要支援1 I 96円 II 48円 要支援2 I 192円 II 96円 |

※送迎を行わない場合は片道につき、470円を1日の利用料金より差し引きます。

・介護職員処遇改善加算Ⅱ

1ヶ月の利用料金に9.0%加算されます。

※山武市は地域区分が「7級地」であるため、単位数に10.14円を乗じた金額が料金となります。（上記は10.14円を乗じていません）

・昼食・おやつ材料費 1食あたり700円（全額自己負担）

・日用品費 1日に付き50円

※ 通常提供する物に関しては課税対象外となりますが、特別に提供する物に対しては課税対象となります。

※ 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなる場合があります。その場合はいったん1日あたりの利用料金を申し受け、サービス提供証明書を発行します。サービス提供証明書を後日、市町村の窓口に出すと、差額の払い戻しを受けることができます。

(2) キャンセル料

利用者様のご都合でサービスを中止する場合、下記の料金を申し受けます。

| | |
|------------------------------|-----|
| ① 利用日の前日午後5時30分までにご連絡いただいた場合 | 無 料 |
| ② 利用日の前日午後5時30分までにご連絡がない場合 | 食 費 |

(3) 支払方法

毎月、10日までに前月分の請求をいたしますので、27日までにお支払ください。支払いただきますと、領収書を発行します。

お支払方法は、口座引き落とし、または現金集金となります。契約の際にどちらかお選びください。

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

お電話にてお申込みください。当事業所職員がお伺いします。日常生活支援総合事業計画作成と同時に契約を結び、診断書を提出していただいた後、サービスの提供を開始します。但し、居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に地域包括支援センターとご相談ください。

(2) サービスの終了

① 利用者様のご都合でサービスを中止する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出下さい。

② 事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を中止させていただく場合があります。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知します。

③ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくとも、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ 利用者様が介護保健施設に入所した場合
- ・ 日常生活支援総合事業保険給付でサービスを受けていた利用者様の要支援認定区分が、非該当(自立)、要介護と認定された場合。
- ・ 利用者様がお亡くなりになった場合

(3) その他

- ・ 当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者様やご家族に対して社会通念を逸脱するような行為を行った場合、又は当事業所が破産した場合、利用者様は文書で通知することによって即座にサービスを終了することができます
- ・ 利用者様がサービス利用料金の支払を1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず14日以内に支払わない場合、利用者様が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、利用者様が入院もしくは病気等により3ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合、または利用者様やご家族が当事業所のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただくことがございます。

6 当センターの特徴等

(1) 運営方針

- ① 利用者様が「自分自身の存在を確かめることができる場所」とすることを基本理念に、スタッフは皆様の自立をサポートしてまいります。地域社会や家族の中で、孤独に悩む人々に心の支援をすることが自立への第一歩であり、介護を必要としないための予防であると考えています。具体的には次の4つ

をモットーに運営していきます。

- ・ 開放感のあるデイサービス
- ・ 自己参加型のデイサービス
- ・ 仲間作りのデイサービス
- ・ 元気になるデイサービス

- ② 当事業所の介護職員等は、要支援者の心身の特性を踏まえて、社会的孤立感の解消、及び心身の機能の維持、並びに利用者様のご家族の身体的・精神的負担の軽減を図れるよう援助を行います。
- ③ 当事業所が行う日常生活支援総合事業は、市町村、地域包括支援センター、他の保健・医療・福祉サービス事業者等との連携に努めて行います。
- ④ 当事業所では、介護職員等の資質向上を図るため、千葉県、千葉県社会福祉協議会、千葉県高齢者施設協会等が実施する研修会に職員を派遣するほか、定期的に事業所内で自主研修会を開催いたしております。

(2) サービス利用のために

| 事 項 | 有・無 | 備 考 |
|--------------|-----|-----|
| 男性介護職員の有無 | 有 | |
| 時間延長の可否 | 否 | |
| 従業員への研修の実施 | 有 | |
| サービスマニュアルの作成 | 有 | |

(3) サービス利用にあたっての留意事項

- ① 管理者や生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員などの指導による日課を励行し、事業所内の秩序を保ち、相互の親睦に努めていただきますようお願い申し上げます。
- ② 当事業所内で次の行為をすることはおやめください。
 - i 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、または自己の利益のために他人の自由を侵すこと
 - ii けんか、口論、泥酔などで他の利用者様等に迷惑を及ぼすこと。
 - iii 当事業所内の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
 - iv 指定した場所以外で火気を用いること。
 - v 故意に施設もしくは物品に損害を与え、またはこれを持ち出すこと。
尚、上記iv、vの規定に反し、事業所内の設備、器具等を破損した場合は、損害賠償をしていただくことがあります。

7 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当を選定しています。

| | |
|-------------|-----------------------|
| 虐待防止に関する担当者 | 管理者 堀内 裕子 五位野泰史 藤島真左美 |
|-------------|-----------------------|

- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催し、その結果について従事者に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従事者または養護者（現に養護している家族・

親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

8 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げること留意して必要最低限の範囲内で行います。また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性…直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りします。
- (2) 非代替性…身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りします。
- (3) 一時性…利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます

9 緊急時の対応方法

サービス提供中に容態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、地域包括支援センター等へ連絡いたします。

| | | |
|-------|-----------|--|
| 緊急連絡先 | 氏 名 | |
| | 住 所 | |
| | 電話番号 | |
| | 続 柄 | |
| 主治医 | 病院または診療所名 | |
| | 医 師 名 | |
| | 住 所 | |
| | 電話番号 | |

10 非常災害対策

- ・ 防災設備 非常災害に際して必要な設備が消防法第 17 条に基づき整備されています
- ・ 防災訓練 年 2 回実施します
- ・ 防火責任者 管理者 堀内 裕子

11 衛生管理等

- (1) 指定通所介護の用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について
衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。

- (2) 必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
- ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従事者に周知徹底しています。
 - ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - ③ 事業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

1.2 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修を及び訓練を定期的に実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1.3 サービス内容に関する苦情

①当センター相談・苦情担当

| | | | |
|-------|--------|------|--------------|
| 所長 | 堀内 裕子 | 電話番号 | 0475-80-2100 |
| 生活相談員 | 五位野 泰史 | | 藤島 真左美 |

②市町村相談・苦情窓口

| | | |
|------------------|--------|--------------|
| ・ 東金市 | 高齢者支援課 | 0475-50-1219 |
| ・ 山武市 | 高齢者福祉課 | 0475-80-2642 |
| ・ 九十九里町 | 保険福祉課 | 0475-70-3184 |
| ・ 千葉県国民健康保険団体連合会 | | 043-254-7428 |

1.4 当法人の概要

| | |
|-------|------------------|
| 名称 | 医療法人社団 鎮誠会 |
| 代表者 | 理事長 李 笑求 |
| 法人所在地 | 千葉県東金市東岩崎2-26-14 |
| 電話番号 | 0475-50-6531 |

定款の目的に定めた事業

- | | |
|-----------------------|------------------|
| 1 東金整形外科の運営 | 2 姫島クリニックの運営 |
| 3 東金居宅介護支援事業所の運営 | |
| 4 姫島デイサービスセンターの運営 | |
| 5 とうがねヘルパーステーションの運営 | |
| 6 九十九里デイサービスセンターの運営 | 7 ショートステイ九十九里の運営 |
| 8 季美の森整形外科の運営 | 9 千葉きぼーるクリニックの運営 |
| 10 季美の森リハビリテーション病院の運営 | |

年 月 日

《説明者》

役 職 名 _____

氏 名 _____

《利用者》

住 所 _____

氏 名 _____

《代理人》

住 所 _____

氏 名 _____

《事業者》

(指定都道府県名) 千葉県

(指定事業者番号) 1276000070

住 所 東金市東岩崎2-26-14 _____

事業者名 医療法人社団 鎮誠会 _____

代表者氏名 李 笑求 _____ (印)

《事業所》

住 所 千葉県山武市姫島270-1 _____

事業所名 姫島デイサービスセンター _____

管理者 堀内 裕子 _____